

# 高崎市コロナ感染等高齢者世帯買い物SOSサービス事業委託業務

## (旧高崎地域) プロポーザル実施要領

### 1 目的

本要領は、高崎市が「高崎市コロナ感染等高齢者世帯買い物SOSサービス事業委託業務（旧高崎地域）」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、プロポーザル方式により優れた提案や実績などを審査したうえで、最も適した事業者を選定するための実施方法等を定めるものである。

### 2 委託概要

- (1) 業務名称 高崎市コロナ感染等高齢者世帯買い物SOSサービス事業委託業務（旧高崎地域）
- (2) 業務区域 旧高崎地域
- (3) 業務内容 別紙「高崎市コロナ感染等高齢者世帯買い物SOSサービス事業委託業務（旧高崎地域）仕様書」のとおり
- (4) 委託期間 令和5年9月1日から令和6年3月31日まで

### 3 業務の趣旨

令和5年5月8日以降、コロナ感染症は感染症法上の分類が2類相当から5類に移行されたが、コロナ陽性者においては、軽症で自宅療養している場合でも、2～3日は発熱や咽頭痛、倦怠感などで外出が困難となることが想定される。

また、コロナ陽性以外にも持病の悪化等により、同様に外出が困難となる高齢者も想定されるため、65歳以上の「ひとり暮らし高齢者世帯」又は「高齢者のみの世帯」の者が、コロナ陽性や持病の悪化などで買い物が一時的に困難となった期間に限り、電話1本で食料品や日用生活用品の宅配支援を受けられる買い物負担軽減策として、本事業を実施するものである。

### 4 参加資格及び制限等

#### (1) 参加条件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる資格を満たしている事業者であること。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく市の入札制限を受けていないこと。
- ② 高崎市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成16年高崎市告示第288号）の規定に基づき、指名停止期間中でないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 法人であること。
- ⑤ 高崎市暴力団排除条例（平成24年高崎市条例第72号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

- ⑥ 参加申込時点で、国税及び地方税のいずれも滞納している者でないこと。
- ⑦ スーパーマーケット等（セルフサービス方式を採用している食料品小売店）を運営している者にあつては、既に配送の仕組みを有している、本市内に本店又は店舗を有している者。
- ⑧ スーパーマーケット等を運営している者以外の者にあつては、スーパーマーケット等で取り扱う商品の調達が可能であり、かつ既に配送業務を実施している、本市内に本店を有している者。
- ⑨ 本プロポーザルに参加する者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(2) 参加に係る制限

- ① 参加申請書及び企画提案書等の提出は、1社につき1点に限る。
- ② 共同企業体による参加は認めないものとする。

(3) 参加資格の基準日

参加資格の基準日は、参加申請書の提出日とする。ただし、参加資格の確認後から最優秀提案者の決定日までの間に参加資格に関する要件を欠く事態が生じた場合は失格とする。

5 募集スケジュール及び手続（予定）

(1) 参加申請書類の提出

提出期限	令和5年7月12日（水）午後5時
提出書類	参加申請書（様式第1号） <b>【添付書類】</b> ア 登記事項証明書 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 イ 国税（法人税、消費税及び地方消費税）の納税証明書 税務署発行の「その3の3」様式 ウ 群馬県税の納税証明書（群馬県内に本店又は営業所がある場合） 「第45号の3」様式の完納証明書 エ 高崎市税の納税証明書（高崎市内に本店又は営業所がある場合） 完納証明書（滞納額がない証明） （ア～エは、いずれも提出日の3ヶ月以内に発行されたもの、原本又はコピー） オ 直近2期分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書） ※2期目の決算を行っていない場合は、1期目の決算に係る財務諸表のみで可 <u>※令和4・5年度高崎市入札参加有資格者名簿に登録されている者については、          上記アからオを省略できるものとする。</u> カ 法人概要書（様式第2号） キ 誓約書（様式第3号）
提出方法	下記事務局宛てに持参 ※提出部数 各1部
備考	提出書類に不備があつた際は受理をしない

(2) 実施要領及び提出書類に関する質問及び回答

受付期間	令和5年7月5日(水)～令和5年7月12日(水)午後5時
提出書類	質問書(様式第5号)
提出方法	下記事務局宛てに電子メール又はFAXにて提出 ※電話による質問は受け付けない
回答日及び 回答方法	回答日:令和5年7月14日(金) 回答方法:本プロポーザルの全ての参加者へ電子メール又はFAXにて 質問及び回答を送付する。
備考	質問は、本プロポーザルの内容に限る。

(3) 企画提案書の提出

受付期間	令和5年7月18日(火)～7月26日(水)午後5時
提出書類	・企画提案書(様式第4号、第4-1～6号) 各項目、日本工業規格A4縦型1枚に収めること。 ・見積書(任意様式) <u>1件あたりの業務単価(人件費、配送にかかる経費その他本事業にか かるすべての事業費を含む)を記載すること。(消費税込み)</u>
提出方法	下記事務局宛てに持参 ※提出部数 各10部
備考	様式第4-1～6号には、 <u>事業者名称及びそれを連想させるようなもの を入れないこと。</u>

6 提案内容の評価について

提案内容の評価は、下記の評価項目ごとに行う。

評価項目	① 商品充実度	・取扱商品(生鮮三品、加工食品、日用品等) ・安定した供給が可能であるか等
	② 衛生管理	・商品の衛生管理等について
	③ サービス内容	・電話受付から商品配送までの流れについて ・受付時間及び配送期間(時間)について ・電話による注文受付の際の工夫等
	④ 見積価格	・提案内容に即した適正な価格であるか
	⑤ 実績	・既存の配送の仕組みについて ・類似業務受託実績等
	⑥ 実施体制	・十分な体制が整っているか
	⑦ その他	・その他提案事項 ・アピールポイント等

## 7 選定について

### (1) 選定方法

市が別に設置する高崎市コロナ感染等高齢者世帯買い物SOSサービス事業委託業務プロポーザルに係る事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において行う。提案された企画提案書について評価基準をもとに審査（書類審査）を行い、総合評価が最も高い最優秀提案者及び次点の優秀提案者を選定する。

プロポーザル参加者が1事業者のみの場合でも、審査・評価は実施するが、評価が一定水準に達しない場合は、最優秀提案者として選定しない。

### (2) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- ① 本プロポーザルにおいて提出すべき書類（以下、「提出書類」という）について、この要領について示した提出方法及び提出期限を正当な理由無く守らなかったとき。
- ② 提出書類に虚偽の内容を記載したとき。
- ③ 4に記した「(1) 参加条件」に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- ④ 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。

### (3) 選定結果及び公表

実施時期	令和5年8月4日（金）（予定）
結果の通知	選定結果については、提案者全員に文書で通知する。
公表	選定結果については、以下の項目を市ホームページで公表する ・プロポーザル提案者名 ・最優秀提案者名、優秀提案者名 ・総合評価 ただし、提案者数が少数で公表することにより、提案者に不利益が生じる際は、一部の項目を公表しない場合がある。
備考	審査結果に関する問い合わせ及び異議申立ては一切受け付けない。 なお、提案者から提出された書類については非公表とする。

## 8 契約の締結について

- (1) 選定された最優秀提案者と市とが協議し、提案された内容を加味し委託業務に係る仕様を確定させたうえで見積書を徴取し、契約を締結する。
- (2) 選定した最優秀提案者と市との間で行う仕様の調整及び契約額について協議が整わなかった場合には、優秀提案者と協議を行うこととする。
- (3) 契約手続き及び契約書は、高崎市契約規則（昭和39年高崎市規則第16号）の定めによる。

## 9 その他の留意事項

### (1) 著作権・特許権等

- ・提出書類の内容に含まれる著作権・特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。

### (2) 提出書類の変更の禁止

- ・提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。

### (3) 返却等

- ・提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

### (4) 費用負担

- ・企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、全て参加者の負担とする。

### (5) その他

- ・参加者は、参加申請書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。
- ・参加申請書の提出後に参加を辞退する場合は、7月18日（火）午後5時までに、参加辞退届（様式第6号）を下記事務局宛てに持参により提出すること。

#### 事務局（問い合わせ先及び各種書類の提出先）

高崎市 保健医療部 保健医療総務課

〒370-0829 高崎市高松町5番地28

TEL : (027) 381-6111

FAX : (027) 381-6124

E-mail : [hoken-soumu@city.takasaki.gunma.jp](mailto:hoken-soumu@city.takasaki.gunma.jp)